

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第13項の規定において準用する同条第9項の規定により次のとおり公告します。

平成30年11月15日

京都市長 門川大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
都市計画事業伏見西部第四地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 施行地区

京都市伏見区横大路中ノ庄町，同区横大路畑中町，同区横大路柿ノ本町，同区横大路畔ノ内，同区横大路菅本，同区横大路向ヒ及び同区横大路前川町の各全部並びに同区横大路草津町，同区横大路東裏町，同区横大路朱雀，同区横大路天王後，同区横大路貴船，同区横大路天王前，同区横大路芝生，同区横大路橋本，同区横大路中ノ島町，同区横大路長畑町，同区横大路鋤ノ本，同区横大路上ノ浜町，同区横大路竜ヶ池，同区横大路一本木，同区横大路六反畑，同区横大路西海道，同区横大路富ノ森町及び同区納所大野の各一部

4 事業施行期間

平成元年2月2日から平成44年3月31日まで

5 事務所の所在地

京都市伏見区下鳥羽但馬町134番地
京都市建設局都市整備部南部区画整理事務所

6 事業計画の決定の年月日

平成元年2月2日

7 事業計画の変更の年月日

平成30年11月6日

(南部区画整理事務所)